平成29年度 第2回山陽小野田市公民館運営審議会 議事録

- ○日 時 平成30年3月22日(木)10時~11時30分
- ○場 所 山陽小野田市役所 3階 大会議室A・B
- ○出席者
 - •運営審議会委員14名

(岡本会長、水田副会長、吉川委員、大本委員、平野委員、坂本委員、藤田委員、髙橋委員、 平中委員、大森委員、千々松委員、川口委員、石川委員、森本委員)

· 事務局19名

(宮内教育長、尾山教育部長、和西中央公民館長、臼井社会教育課長補佐、西村社会教育課主査、中村社会教育係長、柿並中央公民館主任、真鍋学校教育課主幹、神徳本山公民館長、中野赤崎公民館長、藤村須恵公民館長、井本小野田公民館長、谷岡高千帆公民館長、山下有帆公民館長、江中厚狭公民館長、能勢出合公民館長、阿武厚陽公民館長、増本厚陽公民館主事、佐々木埴生公民館長)

- ○欠席者 1名(長谷委員)
- ○審議会の成立 委員15名中14名出席 運営審議会規則第3条第3項により成立

柿並中央公民館主任

定刻になりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。委員の皆様方には、年度末の公私ともご多忙の中、ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。本日の司会、進行役を務めさせていただきます社会教育課の柿並です。よろしくお願いいたします。まず、資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいた資料として、公民館運営審議会次第、平成29年度公民館PRシート【資料1】、平成30年度各公民館事業実施計画書(案)【資料2】、平成30年度社会教育推進の指針(案)【資料3】、コミュニティ・スクールに関係していく公民館【資料4】、平成30年度各公民館予算概要について【資料5】、があろうかと思います。お手元に資料のない方がいらっしゃればお申し出ください。お持ちいたします。よろしかったでしょうか。では、次第に沿って進めさせていただきます。ただいまから、平成29年度第2回山陽小野田市公民館運営審議会を開催いたします。

宮内教育長

皆様、おはようございます。本日は年度末のお忙しい中、第2回公民館運営審議会にご出席くださいまして、誠にありがとうございます。また、皆様には平素から公民館運営にご尽力をいただきまして、心より感謝申し上げます。審議会の開催にあたり、一言ご挨拶をさせていただきます。

それでは、次第の1番、教育長あいさつ。宮内教育長が挨拶申し上げます。

現在山陽小野田市では、皆様ご存知のとおり、公民館を核とした学社融合の取組みを行っており、公民館職員を第2コーディネーターとし、主体的に学校・家庭・地域の連携・協働に取り組んでいるところであります。

昨年度、厚陽公民館が優良公民館表彰を受けたことをきっかけとして、本市の取組みが、今、国や県で取り上げられるようになりました。厚陽公民館には、福岡県筑紫野市や大分県日田市、広島県廿日市市などから視察に来られており、本市の取組みの紹介をするだけでなく、家庭教育支援等、他市の先進的な事例についても情報交換を行うことが出来ております。

この1月には、東京で開催された社会教育主事講習におきまして、『コミュニティ・スクールに関係していく公民館』について、また2月には、広島県生涯学習研究実践交流会で、『公民館を核とした学校と地域の連携協働のしくみづくり』について、隣におります和西課長がそれぞれ事例発表を行ったところです。

後ほど和西課長から詳しく説明があると思いますが、今後本市においては、【地域学校協働活動】を取り入れていきたいと考えています。地域と学校が目標を共有し、一緒に考え一緒に行動するという、双方向の『連携・協働』型の活動の充実を目指し、地域づくりにつなげてまいりたいと思っております。また、さまざまな地域課題に対応するため、市長部局との連携を進めてまいります。

社会構造や地域社会が大きく変化する中で、公民館は存在や役割・機能がますます重要になっております。

審議会委員の皆様には、日頃より公民館運営にご尽力いただいているところですが、本日は、いろいろなご指導を賜りながら、公民館運営がより充実したものとなりますよう、 忌憚のないご意見をお聞かせいただきますようよろしくお願いいたします。また、岡本会長様には進行のほどよろしくお願いします。どうぞ本日はよろしくお願いします。

柿並中央公民館主任

それでは、次第の2番、会長挨拶ということで岡本会長からご挨拶を頂けたらと思います。

岡本会長

みなさん、おはようございます。今日は第2回目の協議会ということで、朝早くからご出席いただきましてありがとうございました。実は昨日雨が降った中、江汐公園の椿まつりに来賓として行ってきました。天候が不順ということで非常に残念だという話をみなさんしておられました。ここのところちょっと安定しておりませんが、これから良くなるということを聞いておりますので、各会長の皆様方、総会とか色々忙しい中ご出席くださいましてありがとうございました。実は卒業式が3月18日にありましたけど、この時に今、公民館のほうにお願いしておりますが、タイムトレジャーをですね、18日に10地区ほど対応されたというふうに記憶しております。これは卒業式の時にちょっとお話したんですが、子ども

さんにお聞きしますと、非常に楽しみにしていると。8年後に振り返ってみて、見たいという声もたくさん聞きました。教育委員会、公民館等についてお世話いただいて、それを設置できたということです。私たちもいろいろ関心を持ちながら、交流を進めていきたいというふうに思っております。さて、今、公民館の諸行事につきましては、今教育長よりお話がありましたように、やはり地域の中心です。小学校もそうです。特に私は小学校のほうを考えておりますけど、小学校の運用が上手くいきますと、地区の皆さんは非常に学校に対する親しみがわくということがございます。私も町内の総会の時には必ず言うんですが、小学校が良くなれば、皆様方も良くなるよという話をいたします。もちろん公民館についても、同様のことが言えるというふうに思います。ですから、この会議は大事でございますが、地域の皆さんにとっては、公民館は地域の中心ということで、皆様方も本気でやられてますし、公民館の諸行事についても、一回もこれはおかしかったという話は聞いておりません。ですから、それぞれの各館で順調に進めているのだろうと思います。また良い知恵を出しながらですね、盛り立てる必要があるというふうに思っております。今日は議題のほうがございますので、スムーズに進めさせていただいて、できれば早く終わりたいなと考えております。ご協力いただきますようにお願い申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

柿並中央公民館主任

ありがとうございました。続きまして議事に入ります前に、本会議の成立ですが、全委員15名のうち14名にご出席いただいております。従いまして、山陽小野田市公民館運営審議会規則第3条第3項により、委員の過半数以上のご出席がありましたので、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。また、山陽小野田市執行機関の付属機関における審議会等の会議に関する要綱により、議事録を作成し、市ホームページで閲覧に供することとなりますのでご了承ください。

それでは、公民館運営審議会規則の第3条第2項により、審議会の議長は、会長となって おります。以降の議事進行を岡本会長、よろしくお願いします。

岡本会長

それでは早速でございますが、議題に入りたいと思います。各公民館事業における今年度 の振り返り及び平成30年度事業実施計画について事務局のほうお願いいたします。

柿並中央公民館主任

それでは、(1) 各公民館事業における今年度の振り返り及び平成30年度の事業実施計画(資料1、2)について、私の方から説明させていただきたいと思います。

昨年11月20日に開催した第1回公民館運営審議会において、今年度より作成させていただいた、この各館PRシートをお配りさせていただき、各公民館長からPRシートの説明をさせていただきました。

平成27年2月に社会教育課において策定した、これからの公民館運営の基本方針において、PRシートに記載のあるように、「ひとづくり」の実践について、「学校づくり」へのコーディネート、それから「地域づくり」への波及、の3つの目指す公民館像を掲げて、現在各公民館において館運営を行っております。

前回の審議会では、各館のシートの紹介のみとなり、皆様よりご意見等を頂く時間がございませんでした。今回シートの内容を多少変更した館もございますが、今年度を振り返る場を持ち、来年度に繋げたいと思いますので、どのような事に取り組んでいけば良いか、どのような課題等があるかなど、他の館を参考にされながら、忌憚のないご意見をいただき、ご協議いただければと思っております。この度は、皆様より意見を頂く時間を長く取るため、各館より説明を行いません。今年度の振り返りと共に、次年度の実施事業(案)について、ご協議をいただければと思います。以上です。

岡本会長

今、事務局より説明がございました。29年度の説明は行わないとのことですが、何かご ざいましたら。はいどうぞ。

石川委員

基本的なことで大変申し訳ないんですけど、公民館審議会委員の使命と役割というのは何なんでしょうか。私、大変申し訳ないんですけど、これを確認したいのでおっしゃっていただけますか。

和西中央公民館長

厳密にお答えしたいと思いますので、社会教育法を取り寄せてまいります。ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。

石川委員

我々、高千帆公民館運営協議会を開催したんですけど、そのことと、本日の公民館運営審議会の役割分担とですね、その位置づけを確認したいと思いまして。この間の高千帆運営協議会での事が、ここで発表できるかどうかということが確認したい。基本的なことですから、ちょっと確認したいと。

岡本会長

和西課長、よろしいですか。

和西中央公民館長

社会教育法上では公民館運営審議会というのがありまして、それに基づいて本市の条例

で公民館運営審議会というのを定めております。公民館における各種の事業の企画実施につき、調査、審議するために公民館運営審議会を置くというようなくだりが条例の方にあります。以上です。

岡本会長

石川さん、いいですか、それで。

石川委員

ちょっと確認したいんですが、公民館運営審議会というのは、本日の会議では各公民館から企画調整、実施するためのですね、昨年度の報告と新年度の報告、計画、これをここで改めて審議するということでいいんですか。

和西中央公民館長

条例上はそこまで詳しくはありません。先ほど申しましたとおり、調査、審議するということがありますので、調査、審議する事項については、事務局のほうでこれをお願いできますかということで議題としてあげています。それが年2回ということがありますので、前年度の振り返りと翌年度の計画という形で今、ご提示させていただいているということです。

石川委員

一言だけ言わせていただくと、どういう審議をされるか内容はわかりませんが、その審議が協議会に承認されていないものが提出されたということは大変問題があるから、その危惧があるので、私は言っただけなんですけど、それでもいいというのなら審議してください。

岡本会長

では審議のほうを進めます。それでは29年度についてはご異議ございませんね。30年度の計画について、資料を見て質問といいますか、何か話をしてくれということなので、30年度の各館の計画が配られましたが、ちょっとこれはこうしたらいいということがありますか。

吉川委員

質問をさせてください。埴生公民館でペタンク教室を、おやりになっておられます。私、ペタンクとはどういうことかよくわからないんですけど、参加者が323名参加ということですが、これは子どもも大人も誰でもできるようなことなんでしょうか。教室というのはスポーツなどを取り入れたものは人気があるんですけど、ちょっとそのへんの所を教えてください。

佐々木館長

埴生公民館の佐々木です。つい先日、宇部日報にも記事として出ていたんですが、このペタンク教室を始められた方が、90歳の高齢のおばあさんで、実は津布田のほうで開催されていたんですが、それができなくなって、埴生公民館でやりたいと。年金の中から出しても、会場を利用してやりたいという、その熱意に心を打たれまして、和西課長と相談しまして、埴生公民館主催ということで始めています。約20名位の、平均年齢が80歳くらいなんです。それでこのペタンクの良さというのは、ルールとしてはカーリングに似ているんですが、カーリングというのは転がすんですが、ペタンクというのはボールを投げてやります。お年寄りもできるんですが、今は高齢者教室という位置づけで、募集は60歳以上のお年寄りということで呼びかけています。ただ、先日、ペタンク大会ということで、地域に呼びかけて、子どもさんでもお年寄りでも、どなたでもいいですので参加して一緒にやろうと呼びかけた。90歳のおばあちゃんをはじめ、たくさんのペタンク教室の方に挑戦してくださいという大会を行ったところです。ですから、基本的には、ペタンク教室に入っていらっしゃる方は、60歳以上、高齢者の講座ということになっております。毎月3回行っておりまして、延べ人数が300人という、だいたい1回の講座に20名弱くらいの方が集まって、日々練習に取り組んでいらっしゃるところです。以上です。

吉川委員

ありがとうございました。

岡本会長

他にございますか。他になければ平成30年度の事業実施計画については、ご承認いただけますか。

石川委員

会長よろしいでしょうか。新年度、私ども、実は3月14日に、公民館運営協議会を開催しております。これによってですね、いろいろご意見が出たんですけども、私ども、高千帆公民館運営協議会におきましてですね、運営協議会の実施要綱としてですね、第6条、「この協議会の協議は必要に応じて会長が召集する。会議は会長が主催し、委員の過半数の出席がなければ成立しない。議事は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。」と我々の高千帆公民館運営協議会の規約ができていますけど、3月14日に行われた公民館運営協議会におきましてはですね、会長が主催するということですが、会長が主催した会議ではありませんでした。ということでございますので、会議そのものがですね、成立しないというふうに思うんですけど、その辺は事務局、どういうふうにお考えでしょうか。

和西中央公民館長

その高千帆でのやりとり、館長からは後日いろいろお話をお伺いしたところであります。 そもそも運営協議会の開き方につきましては、教育委員会のほうから規約の雛形をお渡し しまして、各館のほうで運営しているというふうに思っております。可否を要するような規 約が高千帆では残っておりまして、実は運営協議会の規約につきましては平成27年に改 正をしております。委託館の契約がなくなったということで規約を変えていたところでご ざいますが、高千帆につきましては規約が変わる前の規約で、運営協議会が行われていたと いうところがあります。それにつきましては、教育委員会の指導が至らなかったというとこ ろがあります。今後につきましては、運営協議会は新しい規約にのっとって、議事等進めて いただくよう、館長を通じて指導していきたいと思います。

石川委員

そうすると、運営協議会というのは、社会教育課が公民館に行ってですね、それを社会教育課の指導の下で公民館運営協議会というのをやるんですか。運営協議会の自主性というのはないんですか。少なくとも公民館運営協議会というのはですね、自主性をもって各公民館運営するという、当初はそういう目的で公民館運営協議会というのは発足したと思うんですけど。

和西中央公民館長

先ほど申しましたとおり、委託館制度で運営協議会と年間200万、300万の契約を結んでいたときの規約から、委託館制度をやめたということがありましたので、そのあたりのニュアンスを変えて規約を作り変えたところです。ただ、運営協議会のあり方としては第1条で、山陽小野田市〇〇公民館、教育関係者及び地域住民等が協働し、公民館の運営の充実及び地域コミュニティの活動の振興を図るため、公民館運営協議会を設置するというふうに書いておりますので、教育委員会からの指導という、上から運営協議会に対して何かしなさいという規約ではなくて、協働という言葉で協議して運営協議会を進めていってくださいという規約ではなくて、協働という言葉で協議して運営協議会を進めていってくださいという規約に変えているところです。

石川委員

ですから、今までどおり、高千帆公民館運営協議会規約というのがきちんとあるんですから、それに基づいてですね、運営協議会の役割分担というのが明確になっているんですから、会議の運営方法もそういうふうになってますから、それに基づいて、協議会運営をしていくのがベストな話ではないんですか。例えば社会教育課が山陽小野田市〇〇公民館運営協議会規約、これを全部に押し付けようという目的でですね、規約をこのようにしなさいといったかも分かりませんけど、少なくとも運営協議会そのものもこの発想を作ったのはですね、それぞれ公民館にいろんな事情もあるから、その地域の関連性がある人を委員にして、みん

なで一体となってですね、公民館運営をしていこうという趣旨のもとで公民館運営協議会というのが発足したと思いますよ。ですから公民館長がすべてを仕切るんじゃなくて、あえて協議会を運用しながらですね、それぞれの公民館のオリジナリティ、独自性を保ちながら、地域に根ざした、地域にマッチングした運営方法をやるということで、それぞれやっているわけです。それぞれ地域の実情は違うと思いますよ。そのために運営委員会のメンバーがいろんな諸団体から出ていただいて、それで協議をしていくということになっているんだと思うんですけどね。我々はあくまでも高千帆公民館運営協議会という素晴らしい規約があって、これに基づいて公民館運営協議会は発足されていると思います。

和西中央公民館長

石川委員が言われた各地域の特色等を活かしたというあたりについては、新しく変えた 規約でもその色は変わっていないというふうに私は思います。何が一番ひっかかったかと いうと、高千帆公民館運営協議会規約、これ古い規約なんですが、第2条において、「高千 帆公民館の運営管理について委託を受け、自主的な公民館活動を行うことを目的とする。」 という委託館制度ありきの規約が残っていたので、それを変える必要があると。この部分は 変えて、地域の特色を活かした館運営を運営協議会で協議してくださいというところにつ いては、教育委員会から押し付けるんじゃなくて、もとの規約の色というのは変えないまま、 作っているつもりですが、石川委員さんのほうでそうとられるとしたら、我々の説明不足の ところもあります。

石川委員

だから、もしそういう意味合いで、そういう趣旨のもとでやられるんなら、公民館運営協議会にこられてですね、社会教育課から説明されればいいじゃないですか。

和西中央公民館長

そのあたりにつきましては、我々が説明に行かなかったのは申し訳ないと思いますが、館長さんを経由してこの趣旨を運営協議会で話してくださいというふうにお伝えしたところですが、社会教育課がこなかったという事については申し訳ありませんでした。

石川委員

今、公民館運営協議会はですね、会長さんが運営することになっているんですよ。併せて会長さんと公民館長さんに、この指導をするべきじゃないですか。我々は高千帆公民館運営協議会規約、これに基づいてやっているし、少なくとも、昨年、新館長がお見えになったんですから、そのときには就任される前に、当然、高千帆公民館運営協議会はこういうところですから、こういう指導の下でやってくださいと、そういう指導があるべきじゃないですか。

和西中央公民館長

委員さんの言われることはごもっともでして、我々の指導不足ということでしかないと 思います。申し訳ございませんでした。

藤田委員

ちょっといいですか。それぞれの公民館運営協議会の会議のですね、結果報告は社会教育 課のほうに全部上がっているんですか。

和西中央公民館長

全部は上がってはきておりませんが、こういうことがあったという報告は上がってきております。

藤田委員

審議会とか協議会とかであったいろいろな事業報告とか事業計画がありますよね、その 結果である報告はそちらのほうに上がってくるんですよね。

和西中央公民館長

全ては上がってきてはおりません。ご意見等ありましたら、館長さんからいただくという形にはなっております。

石川委員

すみません。先ほど言いましたが3月に公民館運営協議会らしきもの、我々は公民館運営協議会というふうに思っておりますけど、これが開催されました。一応これは、この会議に関しては、会長が主催するようになってますけど、この会議はどのような会議主体で行われるか、公民館長から報告してください。

谷岡館長

高千帆公民館の谷岡でございます。今、石川委員のご指名でございますので、ご説明させていただきますけど、3月14日に協議会を開きたいというのは会長さんと日程調整のためのお話をさせていただいて、この日にさせていただきました。ですから会長さんと相談の上で協議会を開催するということで皆さんにご案内を差し上げて開催しております。今、石川委員さんのおっしゃるとおり、私が非常に勉強不足でございまして、会議の運営方法を誤ってしまいまして、本来議事としてちゃんととりあげて、説明の上、最終的には採決をしなければいけなかったのではないかと思います。ということですけど、一応29年度の事業報告と30年度の事業計画案についてご説明をして、それから皆様方のほうでご意見があればということで、ご意見を伺っております。特にそれ以上のご意見がなかったので、それで

私としては、これで皆さんの了解が得られたという認識でありましたけど、これはあくまでも私の勝手な思い込みでありましたので、この件につきましては非常に申し訳なかったと感じております。いずれにせよ、委員の皆様方に、議案についてご説明をして、ご審議をしていただいております。以上でございます。

石川委員

その役目は会長じゃないんですか。会長が主催し、この会議を開くようになっているんじゃないですか。公民館長が主催するんですか。教育委員会は意見を言ってください。大事なことでしょう。

和西中央公民館長

まず、運営協議会の規約が変わっていなかったというのが大前提としてあります。旧の規約が生きたまま高千帆の運営協議会は開催されました。それにのっとってやらなければいけないところが、今、石川委員が言われるみたいに、進行役が館長であったということについては、問題があろうかと思います。これについては早急に、運営協議会の規約が変わっておりますので、その変わった規約におきましては、館長が召集している形になっております。その形での高千帆の運営を行っていくよう今後指導していくようにしたいと思っております。

岡本会長

石川さん、課長の今のお話で良いでしょうか。今から規約をやりかえるということで良い のではないでしょうか。

石川委員

では新しい規約は館長が主導してやるわけですか。

和西中央公民館長

そのあたりは規約に書いてあります。これ雛形なので、各館の運営協議会において、これはちょっと変えたほうがいいというのがありましたら、変えていただいても構いませんので、それに基づいて運営をお願いしたいと思います。

岡本会長

そのようにしてもらえたらいいと思います。30年度からそういう形を取るということで、良いのではないでしょうか。

石川委員

私どもは規約第6条に、「この協議会は必要に応じて会長が召集する。会議は会長が主催 し、委員の過半数の出席がなければ成立しない。議事は出席者の過半数で決し、可否同数の 場合は会長の決するところによる。」と、会長の決するところということはですね、協議会 に決裁権があるということですよ。

和西中央公民館長

この規約はよく読まれたら、第2条に「管理運営について委託を受け」というくだりが残っております。委託契約がない状況において、この第2条があるということが大問題と思いますので、今、私、規約が生きているといいましたけど、この規約第2条の瑕疵についても、問題が大きいのかなというふうに思います。

石川委員

決めるときも運営協議会で、こういうことで、行政のほうからこの方向づけがきましたけ ど、どういたしますかということで、運営協議会で審議して、それでその方向性をださなけ ればいけないのではないか。

和西中央公民館長

ですから、それを高千帆については、教育委員会の指導が足りなかったということで、お詫び申し上げているところです。早急に指導していきたいと思います。

宮内教育長

今、石川さんからご指摘いただきましたことにつきましてはですね、和西課長から出てまいりましたけど、規約を改正していなかったという落ち度がありましたというわけで、それで、高千帆公民館での協議会の進行につきましては、会長さんを含め各委員さんが出席された中で、館長の認識不足といいますか、館長が進行してしまったという流れの中で進んだことで、先ほども谷岡館長はそのへんにつきましてはですね、大変申し訳ないということでお詫びをさせていただきました。このことについては不手際の結果で石川委員にはお怒りいただいておると。ご指摘いただいたことについては確かなことだと思いますので、その辺については大変申し訳ないとお詫び申し上げたいと思います。できれば今日、事務方のほうでもですね、当時の資料を差し替えさせていただいてですね、進めさせていただきたいということで、あくまでも館長の認識不足ということでございまして、館長が代行で進めさせてしまったということで、これについては私からもお詫びさせていただきますので、ご理解いただいて進めさせていただいたらと思います。

石川委員

教育長さんはご就任されたばかりで、少なくとも去年はいらっしゃらなかったんですか

らご認識がないと思いますが、先ほど言いましたように、去年は同じ環境の下にですね、高 千帆公民館運営協議会はきちんと藤田会長さんが主催されて審議されました。これ、去年も やっているんですよ、同じことを。新人だから知らないということではない。谷岡館長の主 催でやっているんですから。今回は会長が主催しないで公民館長が主催して、承認を受けた 記憶はないんです、我々は。

岡本会長

石川さん、よろしいですか。今、教育長からもいろいろ不手際があったと、今後地域は高 千帆のほうと相談して決めさせていただきたいという話があったので、それでご了解して ください。

藤田委員

運営協議会の結果報告は社会教育課に上がっていると。それはそれで直してもらったらいいじゃないですか。

髙橋委員

規約もきちんとしてもらうということで。それと教育委員会のほうでいろいろなことが だめというのが多いんですよ。厳しくなったということはそれぞれ感じておられる。委託に くらべて。そのへんも審議していく必要があるのではないか。

石川委員

また運営協議会で会長に招集をかけてもらって、今日の課題について検討したいと思います。

岡本会長

いずれにしても地域の拠点である公民館は運用を上手いことしないといけないと、私も 重々承知しています。館長のほうからもいろいろご相談受けます。ですので、今、石川さん のお話もありましたけど、盛り立てるのは我々ですからね。これを我々がやらないとどうし ようもないということもありますので、そのへんをよく、連携をとりながらやったほうがよ いと思います。それでは石川さん、ご了解いただいたということで、先ほどの続きをやりま す。平成30年度の事業実施計画についてご意見がないということでよろしゅうございま すか。

石川委員

これ確認だけですけど、30年度の事業計画、それぞれ公民館で事業計画出されておりま

すけど、高千帆公民館の30年度の事業計画というのはどういうふうになっていますか。

和西中央公民館長

今日、高千帆公民館だけ大きい A3 の紙で差し替えをお渡ししております。これは先ほどからお話が出ております。3月の高千帆の運営協議会で、承認ではないと言われておりますが、上がった資料ということでお付けしております。資料2の高千帆公民館の資料はまるまる差し替えということで、お配りしておりますが、これが高千帆公民館で承認されてない案があがってきているということになりましたら、これをどう取り扱うかというのは私のほうではどうしていいのか分からないというのが実情でして、高千帆の案だけ抜いて承認いただくか、これはあくまでも案ですので、運営協議会で出た承認まではいかないんですけど、協議いただいたものとしてご承認いただくか、そのあたりはもうこの会にお任せしようと思っているところです。

岡本会長

藤田会長、いま高千帆の30年度の実施計画についてはまだ決まっていないというよう でございます。あなたのほうでもう一回会議を開くなりして、新しいものを出してください。

藤田委員

私のほうで会議を開くということですが、結局この事業計画案が承認されてなかったということですか。だから、これを今後どうするかということですね。

岡本会長

それを高千帆だけでやってもらわないとどうしようもないですから。高千帆を除いた館 については、ご了承いただけますか。

ありがとうございました。それでは高千帆は高千帆で再度行ってください。よろしくお願いします。それでは、次の報告事項、(1) 今後の社会教育の取り組みについて、それから(2) 公民館長の任用等について、(3) 公民館の予算について、これについて事務局お願いします。

和西中央公民館長

すみません、その前に今のお話なんですけど、高千帆運営協議会で再度承認していただく という案を、高千帆運営協議会で承認された案を公民館運営協議会の皆さんが承認すると いうことでよろしいですか。

岡本会長

他の館の方よろしいですかね。承認するということで。いいですね。はい。

和西中央公民館長

それでは、(2) から説明させていただきます。公民館長の任期等について、という一枚紙を説明させていただきます。今日お配りさせて頂いたばかりですので、読まさせていただきます。公民館長の任期等について、1番、任期。再任用職員の場合、特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢に達する日の属する年度の末日。任期付職員の場合、3年。ただし、年度の途中において新たに任用された者は、当該任用された日の属する年度の翌々年度末。米印についてです。勤務成績が良好の職員については、任期が満了する年度の翌年度以降においても、65歳に達する日の属する年度の末日まで、1年を単位として、任期を更新することができる。

2、採用に際して、「これからの公民館運営の基本方針」平成27年2月定例教育委員会会 議議案第5号可決、に基づいた館運営を実践できる資質を備えていることを条件に、教育委 員会と人事課が協議を行い決定する。米印、館長の備えるべき資質とは、「これからの公民 館運営の基本方針」において掲げた、下記の「山陽小野田市の目指す公民館」の理念と実際 を理解し、具現化しようとする真摯な姿勢を指す。ということで書かさせていただいており ます。前回の公民館運営審議会において、ご意見をいただき、あれから人事当局との協議を 行い、このような形になりました。今再任用職員と言うのは、職員、市職員のOBを指しま す。この市職員のOBの任期につきましては、年金の部分支給が始まる年度のその前の年度 まで、という形にはなっております、原則です。それから任期付職員というのは、今、教職 員の、学校の先生のOBの方々の場合任期付職員で採用しておるところですが、これは法律 で3年というのがあります。5年を限度とした3年になっておりますが、それで3年と書か せていただいております。米印なんですが、65歳という年齢に達するまでは、更新を行う ことができるという形でまとめさせていただいているところです。ご意見を頂きながら、公 民館運営審議会、前回ご意見を頂きまして、色々貴重なご意見を頂いて、皆さんの委員さん の思いを人事当局と一生懸命協議した結果このような形になりました。今日これをご報告 させていただきます。

それから、(1)の話をさせていただきます。冒頭教育長の方からもありましたが、資料3,4をつけておりますが、資料4のスライドのほうから説明をさせていただきます。2月8日に東京の国立教育政策研究所、上野にありますが、そこで事例発表を行いまして、また3月3日には広島の生涯学習研究交流会において本市の学校教育と社会教育が一緒になって進めているコミュニティ・スクールの取組み、そしてそこに公民館が関係して進んでいる仕組みについて事例発表を行ってまいりました。資料4については広島の発表の際に使用した資料です。この学校教育と社会教育の融合、いわゆる学社融合の分野ではここ10年間文部科学省がダイナミックに動きを起こしました。コミュニティ・スクールは、一義的には、学校づくりに重点を置いた取組みではありますが、本市では地域の方のお力を頂く点を重視し、学校づくりと地域づくりの両面を見据えて取組みを進めて参りました。昨今学校を核

にした地域づくり、教育を通じての地方創生というのが提唱されるようになりまして、結果的ですがその考え方を先取りしていたということで注目されているようです。ご尽力いただいた地域のコーディネーターさんをはじめ、地域の方々、地域団体の皆様、地域で活動されている皆様、学校の教職員の皆様、そして手前味噌ですが教育委員会代々の担当者、このプロジェクトに携わっていた多くの方々の真摯な姿勢が評価されていると思います。とはいえ、まだ試行錯誤の途中であることに変わりありません。学校教育課との連携を進めながら、この取組みが真の意味で地域づくりにつながるように進化させていくよう引き続き取組んで参ります。資料3につきましては、そのような取組みを含め、30年度の社会教育の指針の案ということでお出しさせていただいています。本日午後の教育委員会会議での議案でありますので、まだ案の段階ではありますが、今お話させて頂いたとおり、公民館を含めた社会教育施設全般で多様なつながりが生まれていくよう取組みを進めて参りたいと考えているところです。予算については、柿並のほうからお話しさせていただきます。資料5です。

柿並中央公民館主任

それでは資料5の公民館予算の概要ということで、説明させていただきます。表に記載のあるとおりというところなんですが、埴生地区複合施設を除けば、全体として公民館のみであれば、プラス5%増となっております。プラス要因としまして、全体的に光熱水費の増加、特に電気代のほうが増加しております。それから清掃や機械警備の委託料が増加したこと。それから市内出張旅費の見直し、人事課のほうで市内出張旅費の見直しをしまして、公民館で公用車を持っておられない館においては、館長さん主事さんが自家用車を使用しておりますので、その運賃、ガソリン代ということでの市内出張旅費が出る関係となっております。昨年度までは、キロ単位の単価で計算され、1km~3kmまでが80円、3kmから6kmまでは150円、6km以上がすべて200円という形になっておりました。変更後は、1キロあたり30円の計算に変わりまして、市役所から遠い公民館に関しては、プラスでの旅費の計算、市役所に近い公民館は、マイナスという形での計算をさせていただいております。

個別に見ていくと、赤崎公民館のEV設置により保守委託料、プラス70万、これは、マイナスになりますが小野田公民館の主催講座の講師謝礼がマイナス10万円としております。市民館耐震工事に伴うもので、引き続き主催講座は他の施設を利用し行っていきますが、若干の減としています。それから、高泊公民館の印刷機が10年を超えましたので、印刷機の購入費約100万増、埴生公民館のコピー機も同じく10年を超えましたので、購入費約60万増となっております。一番下の欄に埴生地区複合施設について、記載させていただいております。31年度中の完成で32年度から供用開始予定となっております。28年度は、土地購入。29年度は造成工事。30年度は、建物、電気、機械設備の工事着工に合わせ、金額のほうも8,000万から2億円という形での増額となっているところです。全体としまして、人件費を除いて、139,378千円から259,168千円となり、プラス11

9,790千円の増額となっております。以上です。

岡本会長

今、報告事項で1、2、3といただきましたけれども、小野田公民館ですね、事務室はどこに移動するんですか。

井本館長

小野田公民館の井本と申します。よろしくおねがいします。小野田公民館の事務所でございますが、市民館の事務所と一緒にですね、山陽小野田市民体育館、今、指定管理の晃栄さんが入っていらっしゃいますが、その北隣の部屋に事務所を設けます。なるべく早い段階で、事務所の移転を行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。なお、電話番号等については従前と変わりませんので、その点もよろしくお願いいたします。以上です。

坂本委員

ちょっといいですか。ついでにお聞きするんですが、今館長が言われたように、小野田の公民館は距離的には見えるところに移転すると。これの移転費とかは認められていないわけですか。柿並さん、公民館に近いところに移転しますよね。この予算の中の小野田公民館は来年変わるから減っているというのは理解しますが、移転費とかそういうのは一切含まれていないということですか。

柿並中央公民館主任

こちらの予算の中には公民館自体の運営ということになりますので、基本的には公民館の講師謝礼とか消耗品費とかのみになります。他の館であれば、例えば電気代とか、そういったもの自体も入ってくるんですけど、そういった部分に関しては基本的には、市民館の予算の中に入っており、小野田公民館には入っておらず、移転費用に関しては基本的に市民館のほうで対応させていただくことになります。

坂本委員

了解しました。

岡本会長

それでは議題と報告事項の説明がありましたが。

石川委員

会長、ちょっとお願いがあるんですが、今、山陽小野田市の公民館、館長さんを中心にで すね、それぞれ頑張っていらっしゃるし、それぞれ特徴のある事業を展開されている、これ は皆さん御存知のとおりだと思うんですが、そういった場合ですね、その運営の仕方、先ほども言いましたけど、運営協議会で地元の方を中心にしてですね、館長さんがご配慮しながら、地元の特徴を活かしながら、公民館運営をされている。今後も、公民館そのものの存在というものは大変大きなものです。学校教育も公民館活動の一環になる可能性も十二分にあるという現実があるときにですね、こういう将来の公民館運営が地域住民にとって、地域の特質を現す、そして連携を深めていく一番のポイントになろうかと思うんですが、その時に、そういった公民館運営に対してですね、社会教育課が勝手に運営協議会規約等を作ってですね、その拘束とかですね、縛ること自体がですね、せっかく独自の運営協議会という組織があるのに、あえて公民館運営協議会規約というのを作って、それぞれの公民館に指導をしていくのは、まさしく今公民館が求めようとするこれからの公民館の活動のあり方、それを考えたときに、行政が公民館をこういう形で縛るということはなぜかという話です。ここに何のために規約というのを作らなければならないのかということを、各公民館に配布しなければならないか。こういうこと自体、私、理解できないです。さらに、この中の公民館長の申し出に基づき、会長が召集するとはどういう意味なんですか。

和西中央公民館長

教育委員会が上から押し付けているというふうにとられると、非常に私ども、そんなつもりは全くありませんでして、この規約につきましては先ほどらい申しておりますが、委託契約を前提とした規約があったので、その規約を変えなければならない、しかし、地域の特色等を活かした運営には配慮し、そのまま進めていかなければならないという思いで、規約の雛形を作っているところです。これは運営協議会において、今、石川委員が言われた点がおかしいと思われるなら、変えられても構いません。ただ一つお伝えしたいのは、教育委員会が上から押し付けているという考え方で、統括する中央公民館ではそのように進められるものではありません。地域の方々など関係する方は非常に重視するところであります。館長とも意思の疎通を図りながら、進めているところですので、その点につきましては、もしそうお感じになるところがあるのでしたら、気をつけようと思います。

石川委員

この規約は平成27年度に4月1日から施行するということで、各公民館にだしているのではないか。やりなさいということで。

和西中央公民館長

この規約は、社会教育課だけで作ったわけではありません。館長会議等で何度も何度も話し合いを進めまして、2,3回館長会議で煮詰めているところです。総意というわけではないんですが、教育委員会だけが独断で作ったわけではないということをお伝えします。

石川委員

すでに公民館は運営協議会のもとで運営されていたんではないんですか。

和西中央公民館長

何度も申しますように、委託ありきの規約というのを変えなければならないということ がありましたので、今の形の雛形をお示ししたということです。

石川委員

それでは委託館と、そうでないところを分けて指導すればいいんじゃないか。

和西中央公民館長

あの時、いっせいに委託契約というのは解消という形をとりましたので、委託館で残っているところはありませんでした。一斉に変える必要があるということで変えました。

岡本会長

各館とも運営協議会の開催については公民館長がいつがよろしいですかということを会長に言っていただいて、会長の都合により進めているというのが大半だろうというふうに思います。会長さんも結構忙しいので、なかなか開催時期が決まらないということがありますから、私はその点について、少しもおかしくないと思います。石川さんの意見は意見として、貴重な意見というふうに思いますので、先ほど申し上げたことについては、よろしくお願いしたいと思います。それでは今日、第2回の公民館運営審議会、皆様方のご協力を得まして、一応終わりますので、事務局のほうにマイクをお返ししたいと思います。ありがとうございました。

柿並中央公民館主任

岡本会長、どうもありがとうございました。最後に3月末をもって公民館長を退任される 高泊公民館の末冨館長より一言挨拶をさせていただきたいところですが、本日は所要によ り欠席されておられますので、紹介だけさせていただきます。末冨館長は、平成24年4月 1日から6年間、高泊公民館の館長として地域づくりに尽力いただきました。中でも、公民 館講座『知っちょる高泊の歴史』を学校で開催するなど、学校との連携に力を入れてもらっ ていたところです。この動きは継続して行うよう次の館長に引継ぎ、これからも地域づくり を行っていきたいと思います。次回の開催予定ですが、平成30年8月を予定しております。 本日は長時間にわたりご審議、更には貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 今後の公民館運営にいかしていきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、平成29年度第2回公民館運営審議会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。